

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	2

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（課税情報申告）</p> <p>第199条 機構加入者は、前条の規定により通知された元利払対象残高について、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下「課税情報申告」という。）をしなければならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 国税額（<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係る国税額を除く。以下同じ。</u>）</p> <p>（6）・（7） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（課税情報申告）</p> <p>第199条 機構加入者は、前条の規定により通知された元利払対象残高について、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下「課税情報申告」という。）をしなければならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 国税額</p> <p>（6）・（7） （略）</p> <p>2 （略）</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

以 上

2 規程第189条第2項に規定する規則で定める場合は、振替をすることがやむを得ないものとして機構があらかじめ認める事由に係る振替制限日（前項第2号から第5号までに掲げる日を除く。）の正午までの振替の申請又は通知の場合とする。

（準用規定）

第342条 （略）

2 第3章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第263条第2項	前項第2号から第	（略）

定する非課税区分口座の同項に規定する非課税区分（以下この項において「非課税口座」という。）に記載又は記録を受けている振替新株予約権付社債以外の振替新株予約権付社債については、非課税口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。ただし、次の各号に掲げる日（当該日が前項各号に掲げる日である場合を除く。）を振替日とするものについては、この限りでない。

- （1） 当該振替新株予約権付社債の払込日
- （2） 当該振替新株予約権付社債の払込日の翌日
- （3） 当該振替新株予約権付社債の利払日（利払日が規程第4条に規定する休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において実際に利払いをする日として定めた日）
- （4） 当該振替新株予約権付社債の利払日の翌日

3 規程第189条第2項に規定する規則で定める場合は、振替をすることがやむを得ないものとして機構があらかじめ認める事由に係る振替制限日（第1項第2号から第5号までに掲げる日を除く。）の正午までの振替の申請又は通知の場合とする。

（準用規定）

第342条 （略）

2 第3章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第263条第2項	前項第1号から第	（略）

	5号までに掲げる 且を除く。	
--	-------------------	--

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
(略)		

(注)

- 1 (略)
- 2 表中の区分口座のコードと口座種別及び属性区分との対応は、原則的なものである。

	4号までの日を除く。	
--	------------	--

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
(略)		

(注)

- 1 (略)
- 2 表中の区分口座のコードと口座種別及び属性区分との対応は、原則的なものである。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する顧客口（区分口座の区分口座コードの78及び79をいう。）のうち、当該区分口座の機構加入者である直接口座管理機関又はその下位機関の加入者であって同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第12項の非居住者又は外国法人である者（以下この（注）において「非居住者等」という。）が非課税区分（同項に規定する非課税区分をいう。以下この（注）において同じ。）において振替記載等（同法第5条の3第4項第7号に規定する振替記載等をいう。以下この（注）において同じ。）を受けるとする区分口座の区分口座コードについては、78以外使用しないものとし、課税区分（同法第5条の3第5項において読み替えて準用する同法第5条の2第12項に規定する課税区分をいう。以下この（注）において同じ。）において振替記載等を受けるとする区分口

座の区分口座コードについては、79以外使用しないものとする。
また、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受け
る振替新株予約権付社債を記載し、又は記録する非居住者等である
機構加入者の保有口又は信託口及び同法第5条の3第5項にお
いて読み替えて準用する同法第5条の2第4項に規定する信託の
受託者である機構加入者の信託口（区分口座の区分口座コードの
58及び59をいう。）のうち、非課税区分において振替記載等を受
けることとする区分口座の区分口座コードについては、58以外使
用しないものとし、課税区分において振替記載等を受けることと
する区分口座の区分口座コードについては、59以外使用しないも
のとする。

2. 附 則

この改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

以 上